

## エーザイ豊友会東京支部 同好会規則

(名称)

第1条 エーザイ豊友会東京支部同好会は、東京支部が認可した同好会を総称（以下「本会」）する。

(目的)

第2条 本会は、東京支部会員（以下「会員」）が世代を越えて相互に親睦を図り、向後の人生をより実りあるものにしていくことを目指すものである。

(参加資格者)

第3条 本会への参加資格者は下記の通りとする。

- ①豊友会会員
- ②会員の配偶者
- ③当該同好会（以下「会」）の外部指導者
- ④上記資格外の第三者で、会の総意で参加を認める者

(役員)

第4条 各会は、役員として代表世話人と会計担当者を設置して支部事務局に届ける。他の役員設置は会の任意とする。

(活動)

第5条 本会の活動は、参加する会員相互の自主運営・自助努力により運営することを原則とする。

2. 本会活動について広く会員に知らせ、誰もが何時でも自由に参加できるよう配慮する。
3. 活動状況は、ホームページに積極的に掲載する。
4. 豊友会ラウンジを利用する場合は、使用許可申請書に必要事項を記載し支部事務局に申し込む（毎年4月更新）。展示会開催を予定する場合は、2カ月前までに申し込む。
5. ラウンジの利用日、利用時間は、月曜日～金曜日の午前10時～午後4時までとし、清掃等を行って午後4時半までに退出することを原則とする。なお、利用中止または変更がある場合は、利用申し込み責任者（世話人）は遅滞なくその旨を事務局に届け出る。
6. 屋外が活動の主体である会は、万一の事故等に備え事前に保険を掛ける等の措置を講じて万全を期す。

(会議体)

第6条 年1回4月に同好会世話人会を開催する。メンバーは、各会の世話人、支部長、支部事務局員、本部広報担当者で構成し、各会前年度の活動結果、

当年度計画等に関する報告と支部事務局からの伝達事項を議題とする。

(新設と解散)

第7条 会員が新たな同好会を新設したいと希望する場合は、その代表者が会の名称と活動内容、開催頻度(ラウンジ利用の場合は既存同好会の開催日時に注意する)、想定入会者数、代表世話人氏名、会計担当者名を記載した「新設願」を支部事務局に申請する。

2. 支部事務局はその内容を確認して支部理事会に諮り、支部長が認可の是非を決裁する。

3. 会の継続的運営が見通せず解散止むなしと代表世話人等が判断した場合は、支部事務局にその理由、解散の時期等を記した「解散届」を提出し、支部長が承認した上で支部理事会に報告する。

(本規則の改廃)

第8条 本規則の改廃は、支部理事会の決定による。

(実施)

第9条 本規則は、2009年5月22日より実施する。

第1回改定 2011年10月12日

第2回改定 2012年9月26日

第3回改定 2016年4月1日

第4回改定 2017年7月14日